

王子南地区計画

【制限内容】

項目	住宅地区A	住宅地区B	住商協調地区
建築物の用途制限	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。ただし、既存建築物についてはこの限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 共同住宅、長屋住宅、寄宿舎、下宿等で、一戸当たりの居住専用面積が60㎡未満のもの ポーリング場 スケート場、水泳場 その他これらに類するもの 神社、寺院、教会等 単独車庫(付属車庫を除く) 倉庫業倉庫 畜舎 工場 自動車修理工場 危険物の貯蔵又は処理に供するもの 葬儀を主たる目的とする建築物 	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。ただし、既存建築物についてはこの限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 共同住宅、長屋住宅、寄宿舎、下宿等で、一戸当たりの居住専用面積が60㎡未満のもの 店舗、飲食店 その他これらに類するもので、150㎡以上のもの 事務所 ホテル又は旅館 ポーリング場 スケート場 水泳場 その他これらに類するもの 学校、大学、高等専門学校 専修学校、図書館 その他これらに類するもの 神社、寺院、教会等 老人ホーム 保育所 身体障害者福祉ホーム その他これらに類するもの 老人福祉センター 児童厚生施設 その他これらに類するもの 単独車庫(付属車庫を除く) 自動車教習場 倉庫業倉庫 畜舎 工場 自動車修理工場 危険物の貯蔵又は処理に供するもの 葬儀を主たる目的とする建築物 	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。ただし、既存建築物についてはこの限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 共同住宅、長屋住宅、寄宿舎、下宿等で、一戸当たりの居住専用面積が60㎡未満のもの 神社、寺院、教会等 倉庫業倉庫 畜舎 工場 自動車修理工場 危険物の貯蔵又は処理に供するもの 葬儀を主たる目的とする建築物
敷地面積最低限度	165㎡ 但し、換地として指定された土地の全部を一つの敷地として利用する場合はこの限りでない	同左	同左
壁面位置の制限		<p>敷地境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱及びベランダ等の面までの距離は1m以上とする。但し、以下の各号に掲げるものについてはこの限りでない</p> <ol style="list-style-type: none"> 指定の距離にある外壁・出窓等で、中心線の長さの合計が3m以下のもの 軒の高さが2.3m以下の車庫、物置等の建築物 	同左
高さの最高限度		地盤面から12m (突出部分を含む)	地盤面から15m (突出部分を含む)

【届出書類】

(各2部提出のこと)

届出書、委任状、位置図、地籍図又はこれに準ずる図面(区画割図など)、求積図(敷地、建物)配置図、各階平面図、立面図